

# 大分県報

平成二十八年  
第二七九八号  
七月二十二日

（金曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による施術者（開設者である施術者）の指定……………一
- 生活保護法等による施術者（開設者でない施術者）の指定……………一
- 生活保護法等による施術者の廃止……………一
- 生活保護法等による施術者の廃止……………一
- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………二
- 指定予定保安林……………二
- 都市計画事業の事業計画の認可……………二
- 公 告……………三
- 競争入札参加者の資格に関する公示……………三
- 一般競争入札の実施……………四

### ○告示

#### 大分県告示第四百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者である施術者）を指定した。

平成二十八年七月二十二日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	末広整骨院	所在地	別府市上田の湯町一番三号	指定年月日	平二八・四・一
末広 佳代					

平成二十八年七月二十二日

大分県報（告示）

一

西村 敏男	にしむらはりきゆう 整骨院	別府市南莊園町二〇組	平二八・六・一七
花田 陽一	はなだ整骨院	別府市北浜二一五一一二	平二八・四・二八
池 永 武 広	いけなが整骨院	日田市玉川町三丁目五一七一 一一二	平二八・四・一

#### 大分県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者（開設者でない施術者）を指定した。

平成二十八年七月二十二日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	西田 良一	別府市朝見一丁目一八一五	指定年月日	平二八・四・一
國見 勇希	佐伯市新女島区六班		平二八・五・一二	

#### 大分県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の施術者から廃止の届出があった。

平成二十八年七月二十二日  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	板井 潤平	立田町整骨院	別府市立田町二一二五	廃止年月日	平二八・三・二四
--------	-------	--------	------------	-------	----------

住吉 幸助	うしがみ鍼灸整骨院	中津市牛神八三一	平二七・一〇・四
池永 武広	いけがな整骨院	日田市玉川町三丁目一四五七 フォレスト衣織手一〇三	平二八・三・三一
糸長 佑哉	たいよう整骨院	佐伯市鶴岡西町二一六四	平二八・一・一

大分県告示第四百十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。

平成二十八年七月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあつた年月日

平成二十八年七月七日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日本総合デザインサポート協会

三 代表者の氏名

田 中 信 悟

四 主たる事務所の所在地

大分市大字羽屋九百三十一番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業に対してウェブ等を活用した事業を行い、経営の安定と技術向上、利益向上、IT化の促進等に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

- 役員に関する事項の変更
- 会議に関する事項の変更
- 資産に関する事項の変更
- 会計に関する事項の変更
- 定款の変更に関する事項の変更

大分県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水

産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。  
平成二十八年七月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字上津川字ヒトテヤ一一五一番から一一五三番まで

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による中津都市計画道路事業の事業計画の認可の告示が平成二十八年七月十四日付け九州地方整備局告示第百六号をもつてなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。  
平成二十八年七月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成二十八年九州地方整備局告示第百六号中津都市計画道路事業

三・四・四号外馬場錆矢堂線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所の所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課 大分市大手町三丁目一番一

号

従たる事務所 大分県中津土木事務所 中津市中央町一丁目五番十六号  
四 事業地

- 1 取用の部分  
大分県中津市大字牛神字恩明、字屋敷及び字浜田並びに大字一ツ松字楠本、字屋敷、字一町田、字東出口及び字学手地内
- 2 使用の部分  
なし

## ○公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。  
平成二十八年七月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 調達をする物品等の種類及び予定数量  
大分県立図書館業務システム 一式（長期継続契約）
- 二 競争入札の参加者資格

- 1 競争入札に参加することができない者
  - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七条の四に規定する者
  - (二) 営業に関して、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
  - (三) 県税を滞納している者
  - (四) 営業年数が一年未満の者
  - (五) 経営者等（法人にあっては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあってはその者、支配人又は営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員と交わりを持つ者をいう。以下同じ。）である場合
  - (六) 暴力団関係企業等（暴力団又は暴力団員が経営を支配し又は利用していると認められる企業又は団体をいう。）である場合
- 2 資格審査事項については、次のとおりとする。
  - (一) 年間契約実績（平成二十八年四月一日（以下「基準日」という。）の属する営業年度の直前の営業年度（決算が基準日までに確定しない場合にあつては、決算の確定し

ている営業年度。以下「基準年度」という。）の販売等の実績をいう。）  
(二) 経営規模

- (1) 自己資本額（基準年度の決算における自己資本金の額をいう。）
  - (2) 従業員数（基準日の前日における営業に従事する者の数をいう。）
  - (3) 機械設備等（基準年度の決算における機械設備等の保有状況をいう。物品の製造を業とする者に限る。）
  - (三) 営業年数（基準日の前日までの営業年数をいう。）
  - (四) 流動比率（基準年度の決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率で表したものをいう。）
- 三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

### 1 申請の方法

- 1 申請の方法  
県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。
- 2 申請書の入手場所、提出先及び問い合わせ先  
大分県会計管理局用度管財課物品調達班  
〒八七〇―八五〇―一 大分市大手町三丁目一番一号  
電話 ○九七（五〇六）二九五七

### 3 申請の時期

- 3 申請の時期  
平成二十八年七月二十二日（金曜日）から同年八月十七日（水曜日）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。

### 四 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間  
資格を取得した日から平成二十八年九月三十日までとする。

### 五 入札参加資格の取消し等

- 1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(五)のいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があつた後三年間の範囲内で知事が定める期間競争入札に参加することができない。
- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合
- (二) 二の1の入札に参加することができない場合の(一)から(六)までの事由のいずれかに該当すると判明した場合
- (三) 競争入札参加資格申請書又は添付書類に虚偽の記載をし、その事実が競争入札参加資格取得後に判明した場合
- (四) 競争入札参加資格を有する者が、贈賄等により逮捕若しくは起訴され、又は暴力団

平成二十八年七月二十二日

大分県報（告示・公告）

関係者に対して金銭、物品その他財産上の利益を与えたと判断した場合  
 (五) 契約の履行を契約担当者の承諾を受けることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたと判断した場合  
 2 1より入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加資格を取得した者に開示するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年7月22日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 競争入札に付する事項

(1) 借用物品及び予定数量

大分県立図書館業務システム 一式

(2) 納入期限

平成29年2月1日（水）

(3) 納入場所

大分県立図書館

〒870-0008 大分市王子西町14番1号

電話 097-546-9972（代表）

2 競争入札参加資格及び当該資格を得るための申請方法等

(1) 競争入札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者

(2) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者  
 ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して  
 いる者  
 かつ、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

(3) 申請の方法

上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して提出すること。

(4) 競争入札参加資格審査申請書の入手場所、提出先及び問い合わせ先

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

(5) 申請の時期

平成28年7月22日（金）から同年8月17日（水）までとする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けられるが、入札に間に合わない場合がある。

3 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

大分県教育庁社会教育課管理予算班

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

電話 097-506-5524

(2) 日時

平成28年7月22日（金）から同年8月17日（水）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

4 入札説明書の交付場所及び日時

上記3に同じ

5 入札説明会の開催場所及び日時

(1) 場所

大分県立図書館3階 特別会議室

〒870-0008 大分市王子西町14番1号

電話 097-546-9972（代表）

(2) 日時

平成28年8月4日（木）午後1時30分

<p>6 入札参加条件</p> <p>(1) 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要資格を得ている者</p> <p>(2) 納入しようとする物品が仕様を満たすことを証明する書類を平成28年8月19日（金）午後5時まで以上記3の(1)の部局に提出し、審査を受け、承認を受けた者</p> <p>7 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨</p> <p>(1) 使用言語 日本語</p> <p>(2) 通貨 日本国通貨</p> <p>8 入札書の提出場所及び提出期限</p> <p>(1) 提出場所 大分県庁 本館12会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 提出期限 平成28年9月1日（木）午後2時00分 ただし、郵送の場合は8月31日（水）午後5時必着で上記3の(1)の部局まで提出すること。</p> <p>9 開札場所、日時等</p> <p>(1) 開札場所 大分県庁 本館12会議室 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号</p> <p>(2) 日 時 平成28年9月1日（木）午後2時00分</p> <p>(3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。</p> <p>10 入札保証金に関する事項</p> <p>見積金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、次の場合は、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>11 契約保証金に関する事項</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p>	<p>(2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものであるについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。</p> <p>12 入札の無効</p> <p>大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(1) 金額の記載がないもの</p> <p>(2) 入札に関する条件に違反したもの</p> <p>(3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。</p> <p>(4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。</p> <p>13 落札者の決定の方法</p> <p>(1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。</p> <p>14 契約に関する事務を担当する部局の名称 上記3の(1)に記載する部局とする。</p> <p>15 その他</p> <p>(1) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) この入札に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を解除する。</p> <p>(3) その他の詳細は、入札説明書による。</p> <p>16 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of products to be rented One set of personal computers for Oita prefectural Library</p> <p>(2) Time limit for Tender 2 : 00 p.m. 1 September, 2016</p> <p>(3) Contact office for contract Lifelong Learning Division</p>
--	---

平成二十八年七月二十二日

大分県報（公告）

3-10-1 Funai-cho, Oita city, 870-8503  
TEL (097) 506-5524